

第362回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和2年6月

矢板市

提 出 議 案 説 明 書

第362回矢板市議会定例会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、市長の専決処分事項承認1件、補正予算2件、条例の制定1件、条例の一部改正6件及び人事案件16件の計26件であります。

議案第1号 市長の専決処分事項承認については、専決第9号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第3号）であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする諸事業の経費で、歳入歳出にそれぞれ1億1,290万円を追加計上し、予算総額を168億1,540万円に補正したものであります。

まず、歳出についてご説明申し上げますと、総務費のシティプロモーション費及び企画調整費、衛生費の保健総務費、商工費の商業振興費及び観光費並びに消防費の防災活動推進事業に係る経費を追加計上いたしました。

これらに係る財源につきましては、国庫支出金及び繰入金を追加計上いたしました。

緊急執行を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、法の定めるところにより専決処分をいたしました。

参 考 地 方 自 治 法（抜すい）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議

決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。以下省略

2 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 省略

議案第2号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出にそれぞれ3億2,510万円を追加計上し、予算総額を171億4,050万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出からご説明申し上げます。

総務費におきましては、企画調整費及び戸籍住民基本台帳事務費に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、障がい者福祉対策事業、児童福祉援護事業、児童福祉対策事業及び児童手当等給付費に係る経費を追加計上いたしました。

衛生費におきましては、保健事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、商業振興費に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、土木総務管理費に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小中学校保健安全給食事業、小中学校教育振興費、社会教育振興費及び体育施設整備事業を追加計上いたしました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、諸収入、市債及び法人事業税交付金を追加計上いたしました。

あわせて、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第3号 令和2年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ250万円を追加計上し、予算総額を37億9,740万円に補正しようとするものであります。

歳入には、県支出金を追加計上いたしまして、歳出には、保険給付費を追加計上いたしました。

議案第4号 矢板市長等の給料の特例に関する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の拡大による本市の深刻な状況を踏まえ、令和2年7月から令和3年3月までの間、市長、副市長及び教育長の給料の削減を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第5号 矢板市市税条例等の一部改正について及び議案第7号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 矢板市都市計画税条例の一部改正については、課税区域の明確化等を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給等に関する申請受付業務を行うことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

篠木薫氏、矢板市■■■■■■■■■■、君島道夫氏、矢板市■■■■■■■■■■、
渡辺正明氏、矢板市■■■■■■■■■■、町野位夫氏、矢板市■■■■■■■■■■、
渡邊晴夫氏、矢板市■■■■■■■■■■、福田英一氏、矢板市■■■■■■■■■■、
渡邊浩正氏、矢板市■■■■■■■■■■、手塚みち子氏を任命することを最も適当と
認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであ
ります。

参 考 農業委員会等に関する法律（抜すい）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する
事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことが
できる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。